

別紙1Q

リアルケアベビーを販売する日本ライトサービス株式会社は、令和5年11月15日に自社のホームページにて告知を出しました。その内容は、[リアルケアベビーが『人工知能(AI)を搭載した赤ちゃん型ロボット』と事実と異なる内容での紹介事案を複数のメディア(新聞、報道、ホームページなど)で確認いたしました。本製品は人工知能(AI)を搭載していません。]というものです。

このリアルケアベビーを、AIを搭載した赤ちゃん型ロボット「AIベビー」であると事実と異なる報道発表をしたのは東淀川区であり、毎日新聞 J:COM 放送番組等で「AIを搭載した赤ちゃん型ロボット」を用いた東淀川区子育て支援講座開催が紹介報道されました。

について、日本ライトサービス株式会社は自社ホームページに告知するとともに、令和5年11月29日に東淀川区行政へ事実と異なることの商品紹介の訂正の申し入れをしています。が、東淀川区ではそれ以後も訂正することなく、確認できる限りでは令和6年5月8日まで「AIベビー育児講座開催」をホームページに掲載し。また、広報ひがしよどがわの令和6年3月号では「AIベビーで育児体験」とタイトルされた特集記事が区長のコメントも添えて掲載され、令和6年度にもこの講座が開催されると広報しました。

令和5年度8月20日には「AIベビー育児講座」は開催されており、その講座でリアルケアベビーは実際に使用され、またそれ以前の購入検討時にもAIが搭載されていないことが分からない筈もなく、それが事実と異なることを知りながら、故意に虚偽を広報し実施開催することは法に抵触しないのか、現東淀川区区長と前東淀川区区長に見解を求めます。

別紙1A

・事業の検討段階で、リアルケアベビーを購入するにあたり、この製品の先行活用状況を確認したところ、複数の事業において「人工知能を搭載した」旨の表現を確認し、AIを搭載していると理解したため、当区においても同じ表現を使用しつつ、多くの人に来てもらいたい魅力的な名称として「AIベビー」の表現を用いていました。

・令和5年8月から本事業を実施しておりますが、令和5年11月に、リアルケアベビーを取り扱う業者が、ホームページにおいて、「人工知能を搭載していない」旨の記事を公表している旨把握しました。

・しかし、既に事業を開始し、広報紙やホームページ等により広報・周知を実施していたため、事業名称等を変更することはかえって混乱を招くと判断し、令和5年度については、事業名称等の変更は行いませんでした。

・令和6年度から、事業名称及びその説明にあたっては、「人工知能」「AI」という表現は使わないように変更しています。今後とも、事業名称や内容の説明にあたっては、誤解を招くことのないよう留意してまいります。また、事業の名称や説明を考える際は、内容を精査するとともに表現をあらゆる角度から慎重に検討するようにしてまいります。

別紙2Q

リアルケアベビーを用いた子育て支援講座の内容とニーズは、既にある「東淀川区プレママパパのためのマタニティクラス」との類似性があり、また講座内容の充実性も比較としてマタニティクラスの方がはるかに高く、その差異はリアルケアベビーを用いているかいないかだけである。それはリアルケアベビーの使用こそが「子育て支援講座」であることを意味していると理解できる。

委員は実際にリアルケアベビーを用いた子育て支援講座に参加したが、ほんの数分程度リアルケアベビーに触れる体験が育児不安を解消することには疑問がある。また、この講座でのリアルケアベビーの使用方法ではその商品の本来の機能がほぼ活用されていない。

リアルケアベビーは、その使用方法のスタンダードとして24時間以上最長1週間の育児体験ができる機能があり最小時間使用でも数時間とされている。事前に設定した期間の育児体験世話内容が詳細に記録され評価レポートとして達成度が確認できる仕様となっていることが、この商品の本来の使用用途である。

また、この商品のニーズは妊娠未満の出産予定のない人が乳児の育児体験をすることにある。その商品用途は新生児の世話の仕方を習得することにあるのではなく、乳児とは何かを知ることでもなく、24時間切れ目なく乳児の世話に明け暮れるという「親の生活、育児ストレス」そのものを疑似体験することにより、その学習を医療者や保育士であれば乳児を育児する親の状態への理解を深めることに役立つ。ティーンエイジャーであれば妊娠出産を抑制する効果となります。ので、出産育児予定のない人がこの商品のニーズとなります。

商品の本来の機能をほぼ使用せず、その本来の商品用途のニーズではない受講者に、ただ人為的操作で人形を泣かせオムツかミルクかゲップかを当てさせ疑似的な世話をするだけの、この商品の機能のうちの数%ごく一部機能のみの使用を予定した数分程度の「子供が泣くこと」体験のために子育て支援講座の予算の大部分を割り当て、およそ40万円の高額なリアルケアベビーを複数体購入したその必要性について、東淀川区担当課の説明を求めます。

別紙2A

- ・本事業は、妊婦及び妊婦の周囲の父親や祖父母等を主な対象とし、子育ての大変さ、なかでも「こどもが泣くこと」に対する理解を深め、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的としています。
- ・「こどもが泣くこと」について、具体的にイメージしてもらうためのツールを探していたところ、「リアルケアベビー」の情報を入手し、「“ミルク・おむつ交換・げっぷ・だっこ”を求めて実際の乳児と同じように、ランダムに泣きだす」機能を有していることが分かり、子育ての大変さを実感するきっかけに適していると考えて、令和5年度に3体購入し、講座に活用しました。
- ・令和5年度の後半には定員を上回る申し込み状況から、できるだけ多くの方に「赤ちゃんが泣くこと」を体験していただくことに重点を置き、令和6年度には1体追加購入しました。
- ・新たなツール「リアルケアベビー」を活用することで、講座に関心を持ち、参加される方が増え、講座での体験が少しでも参加者の方の印象に残り、実際の子育てに役立つことを期待し、購入することとしました。
- ・「リアルケアベビー」の活用について、子育てに対し不安を抱えていたり、若年等の理由で子育ての経験が十分でない方等個別支援の場面においても活かせられるようにしています。

・今後、区民まつりや妊婦教室、子育て相談の場等、他の事業での使用も含め、積極的かつ有効な活用ができるよう検討いたします。

別紙3Q

子育て支援講座のアウトカム指標は講座受講後に実施されるアンケート集計結果の満足度とされている。資料令和7年度東淀川区運営方針たき台に記載される令和5年度でのアンケート集計結果では満足度85.8%と非常に高いポイントが示されているが、そのアンケート内容は恣意的であると思われる。そのアンケートでは講座内容についての評価の質問と講座を受けた感想については3択が示されている。その箇所を令和5年度実施アンケートから抜粋する。

以下令和5年度分のアンケートの抜粋。

(ママ)

育児講座の内容についておたずねします

(5) 「助産師の話」の内容はいかがでしたか

1 とても理解できた 2 理解できた 3 あまり理解できなかった

(6) 「リアルベビー人形を使った抱っこ体験」はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

(7) 「保育所の話」の内容はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

(8) 「沐浴・着替え体験」はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

4 「リアルベビーで育児体験」に参加して、子育てに対する自信はつききましたか

1 自信がついた 2 まあまあ自信がついた 3 変わらない

(パパ等)

育児講座の内容についておたずねします

(1) 「助産師の話」の内容はいかがでしたか

1 とても理解できた 2 理解できた 3 あまり理解できなかった

(2) 「リアルベビー人形を使った抱っこ体験」はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

(3) 「保育所の話」の内容はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

(4) 「沐浴・着替え体験」はいかがでしたか

1 とても参考になった 2 参考になった 3 あまり参考にならなかった

4 【パパやおじいちゃん、おばあちゃんになられる方のみお答えください】

「リアルベビーで育児講座」に参加して、子育てに参加したいという思いは強くなりましたか

1 参加の思いが強くなった 2 まあまあ強くなった 3それほど強くない

このように、3択のうちのどれにも「理解できなかった」「参考にならなかった」はなく。否定的な選択肢は「あまり理解できなかった」「あまり参考にならなかった」とどまり、選択肢3つのうちのふたつが肯定的な選択となっている。講座の感想についての(4)では、パパ等用では受講者が受講前には育児に参加したい思いがないことが前提となる質問であり、ママ用では受講者が受講前には育児に自信がないことが前提の質問となっている。

このアンケートにはあるべき中立的選択肢がないために三件法の基礎分析は可能でなく、(4)では作為的誘導的な質問がなされている。よって、このアンケート結果では受講者の満足度を適正に示すことはできない。ので、令和5年度の実績においてはアウトカム指標が一切示されなかった、或いは作為的誘導的アンケートによるアウトカム指標のポイントが示されたというしかない。

アンケート結果をアウトカム指標とする場合はそのアンケート内容の開示が必然的に必要であるし、区政委員がいちいちそれらを請求する手間暇と時間の浪費についても考慮頂きたい。

令和6年度においても同様のアンケートが実施されているため、この事業については令和6年度のアウトカム指標が機能しないことは既に明らかである。について、このようなアンケートを実施しその結果をアウトカム指標としたその意図について、東淀川区担当課の説明を求める。

別紙3A

・ご指摘のあったとおり、「理解できなかった」「参考にならなかった」の項目がないことは、参加者の満足度を評価するには適切でないと考えますので、アンケート回答項目に「理解できなかった」「参考にならなかった」を増やし、その理由について尋ね、評価することといたします。

・令和6年度運営方針のアウトカム指標について、本事業は令和5年度に開始したばかりであり、参加者のニーズに合った講座内容とするために、講座を構成する各コーナーについての満足度を尋ねています。

・アンケートで得られた結果を、次年度の講座内容に反映することとしており、令和5年度から令和6年度には、一部内容を変更して実施しています。

別紙4Q

令和6年度東淀川区区政会議第1回本会における区政委員質問への東淀川区担当課回答「令和6年度東淀川区区政会議第1回本会（R6.8.21）での意見と対応一覧」令和6年度第2回教育健康福祉部会資料について。

令和6年度東淀川区区政会議第1回本会での議題は「令和5年度東淀川区運営方針自己評価について」であり、委員はそれについて質問している。

東淀川区令和5年度運営の方針は令和4年度区政会議の議事録においてもある程度の骨格が示されており、令和5年度には「AI ベビー育児講座」は既に実施されている。

についての質問を「こども家庭審議会の資料（令和5年9月）」に基づいて回答されるのであれば、令和4年度の東淀川区担当課の意思決定は令和5年度9月にタイムワープでもしない限りは可能でなく、そのような荒唐無稽な回答には大変に困惑するばかりです。私光本は、区政委員として真面目に誠実にこれに取り組んでおりますので、このような回答は今後お控え下さるよう慎んでお願い申し上げます。

また、「こども家庭審議会の資料（令和5年9月）」を見ましても、東淀川区担当課の回答にあるような児童虐待と「泣くこと」を結びつけるデータ他資料議事がなく、東淀川区が「こども家庭審議会の資料（令和5年9月）」うちの、どの箇所を差してこの回答をしているのかが確かめられませんでした。私の見誤りがあるのでしたら、ご指摘頂けますようお願い申し上げます。

これらについて、担当課の見解と説明を求めます。

別紙4A

・赤ちゃんの泣きの特徴は、生後1・2か月にピークがあること、無理に泣き止ませるのでなく、赤ちゃんの泣きへの対処法についての記載があります（厚生労働省ホームページ）。

・区内子育て支援機関間の情報交換や子育て相談において、最近の子育て相談や親子の様子について、こどもの泣きによるイライラやこどもと二人きりになる負担感等の相談に対応したことが共有されました。

・これらにより、赤ちゃんの泣きへの対処法を出産前から理解することが、子育て家庭の孤立化を防止し、地域での安心した子育てにつながると考えて事業を企画しました。

・本事業開始後に発出されたこども家庭庁によるこども家庭審議会の資料（令和5年9月）でも、「こども虐待による死亡事例の心中以外において、加害のきっかけとなったこどもの状況では「泣き止まない」が全体の2割を超え、他のきっかけより多く、「泣き止まない」といった乳児特有の状況がリスクにつながっている可能性が示唆された。」との記事が出され、「赤ちゃんが泣くこと」と「虐待」の関連を示すことのできる参考資料として提示いたしました。

別紙5Q

1.令和4年度に柴島中学校で実施されたゲストティーチャー派遣事業「いのちと性」では、その授業を受けた生徒数名よりその授業内容への違和感と不信感が保護者へ伝えられ学校長ともそれら問題を共有し、学校長と保護者は授業内容の全てを保護者に開示することを求めましたが、事業主である東淀川区と委託事業者誕生学協会は学校長と保護者の要望には協力的ではなく、その授業内容の実際の詳細は未だに知る事ができていません。

それを保護者が知る事ができない理由についてを東淀川区担当課は、「授業内容は委託事業者の知的財産であるから」と説明しています。加えて東淀川区の説明は「授業内容に問題があると明らかに確認ができないのであれば、授業内容を確認する事ができない」ということでした。

その授業内容を確認する以前にその授業内容の問題を明らかに確認できる筈もないのは自明の理であるが、その問題確認がなければ授業内容を確認する事ができないという、この事業の運営方針は令和7年度においても継続されるのか、東淀川区担当課に説明を求めます。

2.令和4年度柴島中学校問題では、生徒らの要望を受け柴島中学校で実施された授業内容について問い合わせた保護者が、委託事業者誕生学協会代理人弁護士から「住所を教えろ」という恫喝を受けました。東淀川区は保護者の問い合わせを「授業内容は委託事業者の知的財産であるから、については直接委託事業者に問い合わせろ」と対応を拒み。委託事業者は「契約者は東淀川区であるから東淀川区の要請でなければ応じない」と保護者からの問い合わせを拒絶しました。

令和7年度においても、何らかの事情によりゲストティーチャー派遣事業の授業内容を問い合わせ授業内容の開示を求める保護者は、令和4年度の柴島中学校問題であったこの事例に慣い、事業主である東淀川区に対応を拒まれ、委託事業者代理人弁護士を指し向けられたり「住所を教えろ」というような恫喝を受けるのか、東淀川区担当課に説明を求めます。

3.【「生きる力」の獲得、「自尊感情」の向上のための施策の推進】としてあるこのゲストティーチャー派遣事業はこれまで実施されてきた期間その実際の授業内容は、区民が問い合わせたとしても(その授業を受ける児童生徒の保護者にすら)強固に秘匿されてきた実績があります。この事業のアウトカム指標は東淀川区が独自に実施する東淀川区区民アンケートの肯定的回答割合となっておりますが、この取り組みの本質根幹である授業内容を知ることもなくこの取り組みが役に立ったと回答している層が、令和4年度においては19.7% 令和5年度においては28.5%もいることには大変に驚きがあります。これらの層はどのようにしてこれらを肯定的に評価することが可能であったのかと、それらがアウトカム指標となる根拠について、東淀川区担当課に説明を求めます。

4.令和4年度の柴島中学校問題から、東淀川区ゲストティーチャー派遣事業「いのちと性」の実際の授業は、委託事業者である誕生学協会の特有の偏った思想教義(真偽があきらかでないことを事実であるかのように語ること)の授業であったという断片的ではあるがその事実(アンケート内容からそれが確認されている)があり、また授業内で使用されたデータには、虚偽があることの実績があります。誕生学協会が東淀川区内公立小中学校に派遣された期間はおよそ10年間と非常に長く、東淀川区の子供達には誕生学協会の思想教義の影響があることは明らかです。東淀川区教育行政連絡会はそれら影響のそのケアに取り組むのか或いは放置するのか。について、区担当教育次長の見解を求めます。

5.令和7年度に向けての要望。【「生きる力」の獲得、「自尊感情」の向上のための施策の推進】は、東淀川区内の公立小中学校で実施されます。各校長らがゲストティーチャー派遣事業を選択し、それらを見

児童生徒に実施するのであれば、その授業内容は保護者と区民に全面開示されなくてはならない。どのような取り組みであれ問題は常にある、であるからそれら問題にどのように対処するか学びが必要なのであって、そのあるべき問題を全ての区民が共有する姿勢こそが教育行政に相応しい取り組みだからであるし、それなしに「生きる力」と「自尊感情」は醸成し得ないからです。

或いは、やはり授業内容は委託事業者の知的財産であるとその保全こそをこの事業の第一の趣旨とし、保護者区民にとってその授業内容の全面開示が叶わないのであれば、事前にその授業を受けるのかどうかは、各々の児童生徒とその家庭の任意とすること求めます。校長の一存のみで、その実施が各家庭に周知されないまま児童生徒にその受講を自動的に強制参加させることのないよう求めます。

そのいずれの要望も叶わないのであれば、私光本は委員として、区民として、東淀川区区立小中学校保護者として、区担当教育次長である東淀川区区長と各学校長、令和7年度校長経営戦略予算を未だ非公開とし会議する区教育行政連絡会に、強く抗議の意を表明します。

1から5 これら質問の全てを、東淀川区教育行政連絡会に共有することを要望します。

また、共有されないのであれば、についても私光本は強く抗議の意を表明します。

別紙5A

1. 「ゲストティーチャー派遣事業」は、学校の意見等を聞きながら平成27年度から実施してきましたが、一定年数が経過する中で、学校のニーズも多様化してきたことから、現在の子どもの実情と課題にあった内容へ見直すことを検討しています。これまでは、「いのちと性の教育」「情報モラル教育」の2テーマで学校ごとに実施学年を選択していただき、実施してきましたが、令和7年度以降は各学校のニーズに応じたメニューをそれぞれ設定していただけるような事業展開を検討しています。

当区の事業としての内容等については、これまでと同様、必要な手続きに則って、情報公開や資料提供等させていただきます。

2. 委託事業先の弁護士がどのような行動をとっているのかについては区役所では分かりかねます。

3. アウトカム指標『区民アンケートで「すべてのこどもが「生きる力」をはぐくむための教育環境が整っていると感じる」と回答する人の割合：令和8年度までに50%以上』については、「こどもが自立して「生きる力」を身に付けるために取り組むまち」を達成するため、区民の目線で見ると教育環境が整っているか」を評価していただくために設定しています。令和7年度東淀川区運営方針のアウトカム指標には「本取組が、児童・生徒の自尊感情の醸成や学力の向上に役立つと回答した学校の割合〇%以上（調整中）」を追加しました。

4. 「ゲストティーチャー派遣事業（いのちと性）」において、虚偽のデータ使用があったとは認められません。受託事業者からの報告によると、著作権法第35条を根拠として許された範囲内での使用であるとの主張であり、授業における常識的な使用の範囲内であれば法的に容認できます。

思想教義の影響があったかどうかは区役所では確認できません。

5.東淀川区教育行政連絡会は、東淀川区における本市施策の推進に関し、区内小中学校との必要な連絡調整、意見交換等を行うことを目的に設置しており、所掌事務は、本市が推進する様々な施策のうち、学校と関連するものに係る区長と校長との間の連絡調整、意見交換及び情報交換並びに区役所及び関係局から校長に対する連絡事項の伝達です。

これまでから、区政会議等で保護者・地域住民の方からいただいた意見、教育行政連絡会でも出された要望等を事業検討に反映してきており、今後も引き続き、さまざまなご意見をいただきながらより良い事業となるよう改善・検討に努めてまいります。

別紙 6Q

令和7年度東淀川区運営方針（たたき台）に記載される事業趣旨「小・中学生の基礎学力の向上、学習習慣の定着」は、本来としては公教育の役割りそのものである。東淀川区から委託された事業者に直接その受講内容を問い合わせましても、「あくまでも学校の学習内容に沿った基礎学力を補完するためもの、学校の勉強以上をすることはしない。」との回答でした。

本来として学校が担うべきことに不足があるのであれば、東淀川区教育行政が予算を投じてそれを補強するというのは一見して良い取り組みのように見えますが、行政が事業し開講するこの塾の受講は塾代助成カードを利用できるとしても実質有料であり、他方から見ると義務教育の有料化であるともいえるし、本来としてそれを担うべき東淀川区内公立小中学校の学業推進力が機能しているのであれば必要のない取り組みでもある。

学校の学業推進力が機能不全なのであれば「小・中学生の基礎学力の向上、学習習慣の定着」のために支援が必要なのは児童生徒ではなく学校本体である。が、学校が機能していないから東淀川区教育行政が塾を開講する、それを民間に委託する。だから保護者は金を払え、という東淀川区分権型教育行政は何を方針とし目的としているのでしょうか。

また東淀川区内には、塾代助成カードを使い有料で受講できる民間の塾は沢山あります。そして本来として行政の必要性とは民間が担えないことに取り組むことであるが、この「こぶしみのり塾」には民間が担えないことの何があるのかについて、区担当教育次長の説明を求めます。

別紙 6A

民間事業者を活用した課外学習事業については、大阪市 24 区で取り組むこととなっています。

東淀川区では、各小中学校が基礎学力の向上、学習習慣の定着に取り組んでいることを前提としつつ、児童生徒の状況に応じた多様な選択肢の1つとして、放課後の学校施設を活用して、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を支援しています。実施にあたっては、公募型プロポーザルにより、株式会社トライグループと協定を結び、「民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしみのり塾）」を行っています。

別紙7Q

学習会の開催が会議に資するものとして必要に応じてなされているのであれば、区政会議部会において会議内でのワークショップの開催の必要性はきわめて低い。会議内で開催されるワークショップは議事されないため、本来公開を原則とする会議主旨にそもそもそぐわない。また、配信されている会議であるにも関わらず、その主要な会議部分が議事されないことはWEB参加者の参加意欲が阻害されうる。視聴者にとっても議事のないワークショップから会議内容主旨を汲み取ることは難しく会議の様子が分かりにくい。そして本質的には、東淀川区区政委員が議論すべき対象者意見すべき対象者は委員同士ではなく東淀川区行政である。部会会議内で議事されないワークショップが委員同士間のみで開催されることは、会議の本質である議論の機会が損なわれている。

また、ワークショップの手法「議題に関するその意見それぞれの委員が付箋に手書きで書き出し貼り出す。」は、非常に手間暇がかかるためその内容が希薄となりがちでもあり、その非常に手間暇がかかる作業は委員同士の意見交換すら損なわせている。またグループごとの代表者の発表は議事に残るものではあるが、それぞれの委員の意見を汲んだものであるとは到底言えない。それは委員が限られた時間の中で付箋に意見を手書きで書き出すという煩雑な作業に熱心するため、意見すらまとめる時間が不足している現状があるからでもある。これでは、不足するもの誤認されるものが議事に残るということにもなり、それは実際に令和5年度区政会議第2回教育健康福祉部会内で発生した。

このように、およそ意義がなく会議の目的を果たすことが阻害されうるワークショップが区政会議部会で開催されるその理由について、東淀川区担当課の説明を求める。

別紙7A 区政会議は、区役所がお示しした運営方針に記載した事業について、事業がより効果的・効率的なものになるよう立案段階からご意見をうかがい、その事業が有効に実施されたかについての評価に係る意見をいただくことを目的としています。

多様なご意見をいただき、そのような目的を実現するため、東淀川区では様々な工夫を行っています。

例えば、学習会を開催し、区政会議の委員の方々が事業の具体的な内容等について基礎的な知識を身に付けていただき、多くの委員から建設的なご意見をいただけるようにしています。

また、効果的かつ効率的に審議を行っていただくため、運営方針の経営課題を分け、部会を開催しています。

そして、部会では、建設的なご意見をいただくための工夫の一つとしてワークショップを実施しています。その中では、付箋に書いてもらったご意見を発言してもらうことで、参加者全員からご意見をうかがうことができ、他の委員のご意見が見える化することで、議論を深めたり、アイデアを引き出すことにもつながっていくものと考え、ワークショップを実施しています。

別紙 8Q

会議日程について。令和 7 年 1 月 8 日に本会議が予定されています。委員が本会議に向けての意見を準備するためには、年内 15 日以前には次回本会議資料が配布されなくてはそれが間に合わない。

委員にはその資料をもとに情報収集する時間が必要であり、それらをもとに意見をまとめ、東淀川区担当課それぞれに質問と要望を通告し本会議に間に合うよう回答を用意頂かなくては会議たる体裁が整わない。

部会での意見についての回答も含め、委員の活動に支障のないように、また会議に資するための担当課の対応が間に合うように、年内 15 日以前には本会議資料の全てを配布する配慮を頂きたく要望します。

それがかなわないであれば会議日程に問題があるとするしかなく。ゆえに委員の会議参加意欲もそがれているとするしかなく。また、令和 6 年度 11 月 28 日に開催された教育健康福祉部会では、「令和 6 年度東淀川区区政会議第 1 回本会議(R6.8.21)での意見と対応一覧」は、担当課により事前に用意されいたにも関わらず会議当日に配布されていることを抗議する。

について、東淀川区担当課の説明を求める。

別紙 8A

ご意見をいただいたとおり、区政会議資料の作成に時間を要し、委員の皆様が十分にご確認いただけるお時間がとれておらず申し訳ありません。

委員の皆様から、建設的で活発な意見をいただくためには迅速に資料をお示しすることが必要であることは区としても十分認識しております。

区政会議は、区役所がお示しした運営方針に記載した事業についてのご意見をうかがうことになっていますが、運営方針に直接関連しないご意見・ご要望や、既に回答したものと同様の趣旨のご意見も含め、多岐にわたる非常に多くのご意見をいただいております。その全てに丁寧に回答を作成させていただいているので、どうしてもお時間を要してしまいます。そこで、運営方針以外のご意見・ご要望については、分けて後ほど回答することや、既に回答しているのと同様の趣旨のご意見につきましては過去の回答箇所をお示しするなど、資料作成の迅速化について検討してまいりたいと考えています。

なお、部会の資料となっている「令和 6 年度東淀川区区政会議第 1 回本会議(R6.8.21)での意見と対応一覧」は、調整に時間を要し、11 月 21 日の発送日に間に合わなかったため、当日配付の資料とさせていただきます。資料の送付が遅くなってしまう、申し訳ありませんでした。